

公益財団法人 徳島県消防協会職員退職手当規程

(総則)

第1条 公益財団法人 徳島県消防協会定款第12章第47条に規定する職員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が1年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) 疾病のため辞職した場合
- (2) 在職中死亡した場合
- (3) 本協会の解散その他業務上の都合により解雇された場合
- (4) 自己の都合により円満退職した場合

2 就業規程第24条第3号に基づく懲戒免職の処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

(退職手当の算出)

第3条 退職手当は、退職時における本俸に、勤続期間に応じ別に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本協会の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

(退職手当の増額)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、会長は、その退職手当を増額することができる。

(退職手当の減額)

第6条 在職期間中、勤務成績不良の者については、会長は、所定の退職手当をその3割を超えない範囲において減額することができる。

(功労金)

第7条 在職中、特に功労顕著であった者にたいしては、会長は、功労金を支給する。

(弔慰金)

第8条 職員又は職員の家族が死亡した時は、別に定める弔慰金を支給する。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。